

公正証書遺言

カーネーション行政書士事務所

当事務所では公正証書遺言を作成されるお客さまのお手伝いを行っております。

遺言は実際使うときは、作成されたご自身がすでにいらっしゃいません。

紛らわしい言葉の言い回し、複数の意味にとれる言い方などに注意をはらい作成しなければ正確に意思を伝えることができません。

そのため、当事務所では公正証書での遺言をお勧めしております。

公正証書と聞くと敷居が高く感じますが、公証役場とのやりとりを含め、お任せいただけます。

ぜひ一度ご相談くださいませ。

初回ご相談は無料です。

料金表

| 業務内容 | 報酬額(税込) |
|--|------------------------------|
| 初回ご相談 | 無料 |
| 2回目以降 | ご依頼いただく場合は無料 (3,300円/1時間) |
| 公正証書遺言 一式セット ・相談・原案作成・財産調査・必要書類の収集 ・公証役場との打ち合わせ・当日の立会・証 人手配 | 143,000円～ |

※別途実費がかかります

特に
お子さまがいらっしゃらない
寄付をしたい
相続人がいない
ぜひご相談ください。

